

はしがき

税務調査は、申告納税制度を補完する手続として、必要不可欠なものである。その実際の手続は、納税者・税理士と租税行政庁の職員が直に接触し、原則として（最近よく聞く言葉でいえば）対面で行われることになるので、そこでは憲法上の適正手続保障の要請が強くはらくなことになる。この適正手続の保障（Due process of law）が法定の手続によらなければならないことは論を俟たないが、税務調査手続の根拠規定が法令（国税通則法等）にしっかりと整備されたのは、ほんの10年近く前、平成23年12月の税制改正においてであった。この改正法の施行と併せて、国税庁から関係する通達、事務運営指針、FAQ等も公表され、当時はこれらに基づく税務調査手続を解説する書籍も数多く出版された。

本書は、それから10年が経とうとしているタイミングをとらえて、主に税務調査に立ち会う税理士のために、現在の手続のルールを分かりやすく解説することを目的として執筆したものである。この約10年間で、税務調査手続にまつわる重要な法改正が幾度も行われており、それらを含めた手続全般に関する国税庁の通達や事務運営指針等で示されている解釈や考え方を整理して、若干の私見を踏まえた解説をしておくことは実務上有意義であろうと考えたためである。

税務調査手続は、凡そ、事前通知➡実地の調査➡調査終了手続という流れで行われる。そこで、この流れに沿うかたちで解説を進めた方が分かりやすいだろうと考え、本書の構成を次のようにした。

第1章 税務調査手続の概要～総説

第2章 事前通知

第3章 実地の調査

第4章 調査終了手続

第5章 附帯税

第6章 不服申立手続の概要

参考資料

このうち、第5章では、税務調査が終了して修正申告・期限後申告をしたときや更正・決定を受けたときに課される附帯税について解説している。また、第6章ではこの更正・決定や加算税の賦課決定等に不服がある場合に移行することとなる不服申立手続の概要についても解説している。さらに、巻末の参考資料には、税務調査手続に関する法令、通達、事務運営指針、FAQ及び『質問応答記録書作成の手引』を掲載している。これによって、税務調査手続に関するルールを確認する必要がある場合には、基本的に本書が1冊あれば事足りるようになつたつもりである。

また、手続の内容をしっかりと理解するためには、その手続がそもそもどのような経緯や理由で設けられたのかということも併せて知っておくことが有効である。そこで本書では、それぞれの手続の制度趣旨についてもできるだけ丁寧に解説するよう心掛けた。さらに、視覚的な分かりやすさに配慮して、図表を多用した。

ところで、昨今のコロナ禍によって、現在は、基本的に対面で行わなければならぬ税務調査がほとんど機能不全に陥ってしまっているようだ。この現状は、冒頭述べたことに鑑みれば、申告納税制度の危機に瀕てしまっているのではないかと憂慮しているところである。いずれにせよ、かような現状のもとで本書を出版することに若干の迷いもあったのだが、むしろ税務調査がほとんど行われていない時に、改めて落ち着いてその手続の内容を確認しておくことも有意義ではないかと前向きに考えることにした次第である。

なお、本書の企画から編集作業全般について、今回も(株)日本法令の竹渕学氏に大変お世話になった。記して謝意を表する。

令和3年7月12日

香川大学の研究室から梅雨に煙る峰山を臨みつつ

青木丈

目 次

第1章 税務調査手続の概要～総説

I 税務調査手続を法令に規定する意義	2
II 確定手続の流れ	6
III 税務調査手続の流れ	8
① 事前通知の概要	9
② 調査終了手続の概要	10
(1) 申告内容に誤りのない場合／10	
(2) 申告内容に誤りのある場合／10	
IV 税務「調査」の意義	11
① 「調査」の意義について言及した裁判例	12
② 通達の定め	12
③ 調査と質問検査等の関係	13
V 税務調査と似て非なる「行政指導」	15
① 「行政指導」とは	15
② 国税に関する行政指導に対する適用除外	16
③ 行政指導の二つの類型	17
④ 行政指導の中止等の求め	17
⑤ 行政指導と税務調査の違い	18

第2章 事前通知

I 制度創設の趣旨	24
① 事前通知の意義	24
② 国会審議での修正事項と実務への影響	25
II 事前通知の対象となる「実地の調査」	28
① 事前通知の対象	28
② 税務調査の類型	28
③ 「実地の調査」とは	29
④ 事前通知対象外の調査への対応	30
⑤ 終了手続の対象となる「実地の調査」	31
III 事前通知の相手方	32
① 「納税義務者」とは	32
② 「税務代理人」とは	33
③ 税務代理人がある場合の通知方法	33
IV 事前通知事項	37
① 事前通知事項～総説（調査通知の意義）	37
② 調査を開始する日時	38
③ 調査を行う場所	38
④ 調査の目的	39
⑤ 調査の対象となる期間	40
⑥ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件	40
(1) 「帳簿書類その他の物件」の意義／40	
(2) 通知内容／41	
⑦ 調査の相手方の氏名等	42
⑧ 調査担当職員の氏名等	42

⑨ 調査開始日時又は場所の変更に関する事項	43
(1) 通知事項／43	
(2) 日時又は場所の変更を求める手続／43	
⑩ 事前通知を要しない関連調査	44
V 無予告調査の要件と具体例	46
① 無予告調査の要件の概要	46
② 判断の前提となる情報	47
③ 判断の要素	47
④ 調査着手後の通知・説明	48
VI 税理士法上の書面添付がある場合	50
① 書面添付制度の概要	50
② 事前通知前の意見聴取	51

第3章 実地の調査

I 実地の調査で行使される質問検査権	56
① 主な税目に関する質問検査権の概要	56
② 質問の相手方	56
③ 検査の対象	58
④ 質問検査権を行使する「当該職員」の意義	58
⑤ 関係罰則	60
II 調査で提出した物件の留置き	61
① 規定の趣旨と「留置き」の意義	61
② 留置きが実施されるケース	62
③ 留置きの手続	63
(1) 預り手続／63	

(2) 留置手続／64	
(3) 返還手続／64	
④ 留置きに不服がある場合の救済手続 64	
(1) 留置き自体に不服がある場合／64	
(2) 留め置かれた物件の返還請求が拒否された場合／66	
III 事業者等への協力要請等 68	
① 事業者・官公署への協力要請 68	
② 預貯金者等情報・加入者情報の管理 69	
(1) 預貯金者等情報の管理／72	
(2) 口座管理機関の加入者情報の管理／72	
(3) 振替機関の加入者情報の管理等／73	
③ 特定事業者等への報告の求め 74	
(1) 制度の内容と趣旨／74	
(2) 報告の求めに係る手続等／77	

第4章 調査終了手続

I 調査終了手続の概要～総説 80	
① 調査終了手続の流れ 80	
(1) 申告内容等に誤りのない場合／81	
(2) 申告内容等に誤りのある場合／81	
② 調査終了後の再調査 82	
II 申告内容等に誤りのない場合の手続 83	
① 実地の調査の結果、申告内容等に誤りのない 場合の終了手続 83	
② 実地の調査以外の調査の場合 84	

III 申告内容等に誤りのある場合の手続	86
① 調査結果の内容の説明	86
② 修正申告等の勧奨	87
③ 更正・決定の意義	89
(1) 更 正／89	
(2) 決 定／90	
(3) 再 更 正／90	
(4) 更正・決定の手続／91	
④ 理由付記	92
(1) 理由付記の意義／92	
(2) 理由付記の対象となる処分／93	
(3) 理由付記の具体例等／94	
(4) 二つの理由付記（一般と青色）／95	
⑤ 調査結果の内容説明後の調査再開	101
⑥ 質問応答記録書等の作成	103
(1) 質問応答記録書の意義／103	
(2) 質問応答記録書作成のフロー／106	
(3) 質問応答記録書作成に協力を求められた場合の対応／106	
(4) 調査報告書／108	
IV 調査終了手続の税務代理人への通知等	111
V 新たに得られた情報に基づく調査のやり直し	114

第5章 附 帯 稅

I 附帯税の概要	118
① 附帯税の意義	118

② 附帯税の種類	120
II 延滞税	121
① 延滞税の意義	121
② 延滞税の割合	122
(1) 本則／122	
(2) 特例／122	
③ 延滞税の計算	125
(1) 控除期間の特例／125	
(2) 減額更正後の修正申告等の場合／126	
(3) 一部納付があった場合／127	
(4) 端数計算等／127	
④ 延滞税の免除	128
III 加算税の概要	132
① 加算税の意義と種類	132
② 加算税の成立と確定手続	134
IV 過少申告加算税	137
① 過少申告加算税の意義	137
② 過少申告加算税の割合	138
③ 過少申告加算税の不適用と軽減割合	138
(1) 正当な理由がある場合／138	
(2) 減額更正後の修正申告等の場合／140	
(3) 調査によらない修正申告の場合／141	
④ 国外財産調書・財産債務調書の提出による 軽減・加重	142
(1) 国外財産調書の提出による軽減・加重／142	
(2) 財産債務調書の提出による軽減・加重／143	

V 無申告加算税	145
① 無申告加算税の意義	145
② 無申告加算税の割合	145
③ 無申告加算税の不適用と軽減割合	147
(1) 正当な理由がある場合／148	
(2) 調査によらない期限後申告の場合／149	
(3) 期限内申告の意思があった場合／149	
④ 国外財産調書・財産債務調書の提出による 軽減・加重	150
VI 不納付加算税	151
① 不納付加算税の意義	151
② 不納付加算税の割合	152
③ 不納付加算税の不適用と軽減割合	152
(1) 正当な理由がある場合／153	
(2) 期限内納付の意思があった場合／154	
(3) 調査によらない期限後納付の場合／155	
VII 重加算税	157
① 重加算税の意義	157
② 重加算税の割合	158
③ 重加算税の不適用	159
(1) 調査によらない修正申告等の場合／159	
(2) 期限内申告・納付の意思があった場合／160	
(3) 正当な理由がある場合／160	
④ 隠蔽・仮装の意義	160

第6章 不服申立手続の概要

I 国税不服申立ての構造	164
II 再調査の請求の概要	165
III 審査請求の概要	166
① 国税不服審判所	166
② 国税審判官等	167
(1) 国税審判官・国税副審判官／167	
(2) 国税審判官の資格／168	
(3) 国税審判官の民間登用／168	
③ 審査請求前置主義	171
IV 不服申立期間	172
① 主観的申立期間	172
② 客観的申立期間	172
③ 正当な理由がある場合の救済措置	173
V 標準審理期間の設定	175
VI 再調査の請求と審査請求のいずれを選択すべきか	177
① 兩不服申立ての長所・短所	177
② 再調査の請求を選択する意義	179
VII 近年の国税争訟の状況	181
① 発生状況	181
(1) 不服申立ての発生状況／181	
(2) 直接審査請求の割合／184	

(3) 訴訟の発生状況／186	
(4) 税目ごとの発生状況／187	
[2] 処理・終結状況	188
(1) 一部認容と全部認容の合計値／188	
(2) 全部認容割合の推移／189	
(3) 標準審理期間内の処理件数／191	

参考資料

1 国税通則法（抄）	194
2 国税通則法施行令（抄）	207
3 国税通則法施行規則（抄）	210
4 国税通則法第7章の2（国税の調査）等関係通達の制定 について（法令解釈通達）	212
5 調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について (事務運営指針)	231
6 個人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての 基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）(略)	239
7 資産税事務における書面添付制度の運用に当たっての 基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）(略)	239
8 法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての 基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）(略)	239
9 申告所得税及び復興特別所得税の過少申告加算税及び 無申告加算税の取扱いについて（事務運営指針）(略)	239
10 人為による異常な災害又は事故による延滞税の免除に について（法令解釈通達）(略)	239
11 源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の取扱い について（事務運営指針）(略)	240
12 相続税、贈与税の過少申告加算税及び無申告加算税の 取扱いについて（事務運営指針）(略)	240

13 法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて（事務運営指針）（略）	240
14 消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて（事務運営指針）（略）	240
15 申告所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）（略）	240
16 源泉所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）（略）	240
17 相続税及び贈与税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）（略）	241
18 法人税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）（略）	241
19 税務調査手続に関する FAQ（一般納税者向け）	242
20 税務調査手続に関する FAQ（税理士向け）	255
21 質問応答記録書作成の手引	264

凡　例

本書における法令等は、特に断りのない限り、令和3年4月1日現在の内容によっている。

また、主な法令や文献等の引用については、かっこ内等において以下の略語によっている。

<法令等>

日本国憲法	憲法*
国税通則法	通則法
所得税法	所法
法人税法	法法
相続税法	相法
消費税法	消法
印紙税法	印法
租税特別措置法	措法
行政不服審査法	行審法
行政手続法	行手法
行政事件訴訟法	行訴法
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	番号法*
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	行政個情法
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律	国外送金等調書法
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律	平成23年12月改正法*
国税通則法施行令	通則令
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令	番号令
国税通則法施行規則	通則規
所得税法施行規則	所規
税理士法施行規則	税理士規

国税通則法第7章の2（国税の調査）等関係通達の制定について（法令解釈通達）	調査通達*
不服審査基本通達（国税不服審判所関係）	審通（審）
不服審査基本通達（国税庁関係）	審通（庁）
調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）	調査指針*
個人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）	書面添付指針
申告所得税及び復興特別所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて（事務運営指針）	加算税指針*
源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の取扱いについて（事務運営指針）	不納付加算税指針*
申告所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）	重加算税指針*
税務調査手続に関するFAQ（一般納税者向け）	FAQ(一般)*

*は本文中でも使用。

〔例〕 国税通則法第74条の9第3項第1号 → 通則法74の9③一

<文献等>

国税庁課税総括課「質問応答記録書作成の手引」（平成25年6月）（TAINS：H250626課税総括課情報）	手引(平25)*
国税庁課税総括課「質問応答記録書作成の手引」（平成29年6月）（TAINS：H290630課税総括課情報）	手引（平29）
国税庁課税総括課「質問応答記録書作成の手引」（令和2年6月）（鴻秀明『新版 税務調査における質問応答記録書の実務対応』（清文社、2021）巻末資料）	手引（令2）
荒井勇ほか編『国税通則法精解』（大蔵財務協会、平成31年改訂、2019）	精解
山下和博編『国税通則法（税務調査手続関係）通達逐条解説』（大蔵財務協会、平成30年版、2017）	通達逐条
各年度の「税制改正の解説」（財務省ウェブサイト）	平(令)○改正解説

*は本文中でも使用。

（注） このうち、精解、通達逐条及び改正解説については書籍であるが、

国税通則法や通達の立案担当者の執筆による解説書であるため、法令等にならって、本文中のかっこ（ ）内で引用を示している。

<参考文献>

上記の他、主に以下の文献を参考にした。

- ① 青木丈『新しい国税不服申立制度の理論と実務』（ぎょうせい、2016）
- ② 青木丈『租税法令の読み方・書き方講座』（税務経理協会、2018）
- ③ 青木丈『租税手続法講座』税理（ぎょうせい）誌上で連載中
- ④ 鴻秀明『新版 税務調査における質問応答記録書の実務対応』（清文社、2021）
- ⑤ 金子宏『租税法』（弘文堂、第23版、2019）
- ⑥ 川田剛『基礎から身につく国税通則法』（大蔵財務協会、令和2年度版、2020）
- ⑦ 黒坂昭一・佐藤謙一編著『図解 国税通則法』（大蔵財務協会、令和2年版、2020）
- ⑧ 税務大学校講本『国税通則法（令和2年度版）』（国税庁ウェブサイト、2020）
- ⑨ 武田昌輔監修『DHC コンメンタール国税通則法』（第一法規、加除式、1982）
- ⑩ 野一色直人『国税通則法の基本 その趣旨と実務上の留意点』（税務研究会出版局、2020）



第1章

税務調査手続の概要

～総 説

I

税務調査手続を法令に規定する意義

税務調査にまつわる手続が現行法令に整備されたのは、国税通則法の「制定以来、最大の見直し」^{*1}といわれた平成23年12月の税制改正においてである。そして、同改正において税務調査手続が同法上に整備された趣旨は、第一義的には法に基づく適正手続保障（Due process of law）の要請に応えるためのものであるといえるが、より具体的にいえば、次の2点に集約できる。

〈税務調査手続が国税通則法上に整備された趣旨〉

適正手続保障の要請に応えるために…

- ① 各税法に置かれていた質問検査権に関する規定を集約し、国税通則法において横断的に整備するとともに、質問検査において、租税行政庁は納税者に対して、帳簿書類その他の物件の提示・提出を求めることができることを法律上明確化すること。
- ② 運用上行なっていた一連の税務調査手続について、明確化・法制化を図ること。

この改正によって、国税通則法に新たな第7章の2（国税の調査）が挿入された。現在の同章の内容は、次のとおりである。

〈第7章の2 国税の調査〉

- 当該職員の調査等に係る質問検査権（①）

* 1 「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日閣議決定）5頁。

- 74条の2：所得税・法人税・地方法人税・消費税
74条の3：相続税・贈与税・地価税
74条の4：酒税
74条の5：たばこ税・揮発油税・地方揮発油税・石油ガス税・
石油石炭税・国際観光旅客税・印紙税
74条の6：航空機燃料税・電源開発促進税
○74条の7：提出物件の留置き（②）
○74条の7の2：特定事業者等への報告の求め（仮装通貨取引等への
対応）
○74条の8：権限の解釈（①）
○74条の9：納稅義務者に対する調査の事前通知等（②）
○74条の10：事前通知を要しない場合（②）
○74条の11：調査の終了の際の手続（②）
○74条の12：当該職員の事業者等への協力要請（①）
○74条の13：身分証明書の携帯等（①）
○74条の13の2：預貯金者等情報の管理（マイナンバー関係）
○74条の13の3：口座管理機関の加入者情報の管理（同上）
○74条の13の4：振替機関の加入者情報の管理等（同上）
※（①）及び（②）は、上記趣旨の①・②と対応している。

このうち、74条の2～74条の6（当該職員の調査等に係る質問検査権）、74条の8（権限の解釈）、74条の12（当該職員の事業者等への協力要請）及び74条の13（身分証明書の携帯等）については、上記〈税務調査手続が国税通則法上に整備された趣旨〉で掲げた①に対応する部分である。

まず74条の2～74条の6（当該職員の調査等に係る質問検査権）に、各税目の質問検査権に関する規定が横断的に置かれており、それぞれの規定において、国税庁等の職員が納稅者に対して帳簿書類その他の物件の提示・提出を求めることができることも規定されている。なお、これらの規定による「当該職員の質問に対して答弁せず、若し

くは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者」及び「物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者」については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとする罰則規定も置かれている（通則法128二・三。両罰規定は通則法130）。また、74条の8（権限の解釈）は、上記の質問検査の権限について「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」とする解釈規定である。これについても、上記の質問検査権に関する規定と同様に、改正前に各税法に置かれていた規定を国税通則法に集約したものである。この解釈規定の対象には、後述の物件の留置き（通則法74の7）の権限も含まれている。74条の12（当該職員の事業者等への協力要請）は、調査における事業者（特別の法律により設立された法人を含む）又は官公署への協力要請についての規定であり、74条の13（身分証明書の携帯等）は、質問検査権を行使する際の身分証明書の携帯及び提示についての規定である。この二つの条についても、上記の質問検査権等に関する規定と同様に、各税法に置かれていた規定を集約して、国税通則法において横断的に整備されたものである。

一方、これまで掲げた各条以外の規定は、基本的に、上記平成23年12月改正の趣旨で掲げた②に対応する部分である。まず、74条の7（提出物件の留置き）は、改正前に調査実務の運用上行われていた物件の預り・返還等について明確化した規定である。本条では改正前の運用上の「預り」を「留置き」と規定するのみであるが、返還等については政令に根拠規定が置かれている（留置き時の書面の交付義務については通則令30の3①、返還義務については同条②、善管注意義務については同条③）。次に、74条の9（納税義務者に対する調査の事前通知等）は調査の事前通知の義務規定であり、74条の10（事前通知を要しない場合）はその例外を定めている。そして、74条の11（調査の終了の際の手続）は、調査を終了する際の手続について規定してい

る。

最後に74条の7の2（特定事業者等への報告の求め）と74条の13の2（預貯金者等情報の管理）～74条の13の4（振替機関の加入者情報の管理等）については、平成23年12月の改正よりも後の改正で挿入されている条文であるため、①と②のいずれも付していない。このうち、まず74条の7の2（特定事業者等への報告の求め）については、近年、仮想通貨取引やインターネットを通じた業務請負の普及など経済取引の多様化・国際化が進展していることから、こうした経済取引の健全な発展を図る観点からも、適正な課税を確保することが重要であるとの趣旨により、令和元（平成31）年度税制改正によって創設された制度である。その内容としては、納税者が自主的に簡便・正確な申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、高額・悪質な無申告者等の情報を租税行政庁が照会するための仕組みが整備されている。また、①74条の13の2（預貯金者等情報の管理）、②74条の13の3（口座管理機関の加入者情報の管理）及び③74条の13の4（振替機関の加入者情報の管理等）については、税務調査における金融機関や証券会社等への照会等にマイナンバー制度を利用しようとするもので、①は平成28年度税制改正によって、②及び③は令和元（平成31）年度税制改正によって創設されたものである。

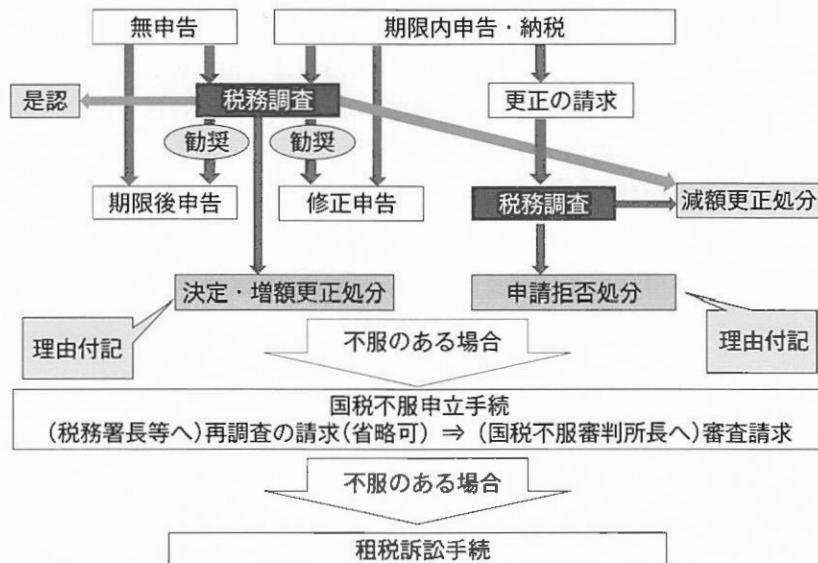
II

確定手続の流れ

次に、申告納税方式による確定手続の一連の流れの中で税務調査手続がどのような位置付けになるのか、確認しておこう。

図表1-1は、申告納税方式による国税の確定手続の流れを示した俯瞰図である。

■図表1-1 国税の確定手続（申告納税方式）の流れ（主なもの）



(注) 網掛けの箇所は、租税行政庁による行為を示している。

このうち、本書の主題となる手続である税務調査を強調して示しているが、調査終了時に行われる修正申告等の勧奨、そしてその勧奨に応じない場合になされることになる各種処分及びそれに伴う理由付

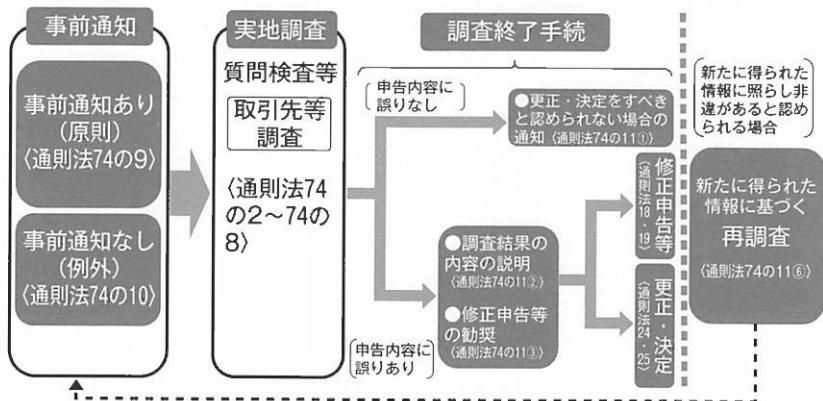
記、さらにそれらの処分に不服がある場合に行うことになる不服申立手続の概要などについても、本書では解説の対象としている。なお、不服申立手続を経てその結果になお不服がある場合に行うこととなる租税訴訟手続については、税理士が補佐人としてこの手続に関与する際には必ず「弁護士である訴訟代理人とともに」出廷しなければならないので（税理士法2の2）、補佐人たる税理士はかかる手続については（その道のプロである）弁護士のアドバイスに従えばよいため、本書では解説しないこととしている。

III

税務調査手続の流れ

ここでは、税務調査手続の流れを俯瞰的に確認しておこう。

■図表1-2 税務調査手続の流れ（イメージ）



（出典）国税庁作成資料をもとに作成

図表1-2で示したように、一連の税務調査手続は、①事前通知→②実地調査→③調査終了手続の3段階に大きく区分することができる。そこで本書においても、この①について**第2章**、②について**第3章**、③について**第4章**、③に伴って課されることになる附帯税について**第5章**において詳しい解説をし、その後の不服申立手続の概要について**第6章**において解説するという具合に、税務調査手続の流れに沿って解説を進める構成としている。

本章Iで述べたように、国税通則法に税務調査手続に関する規定が整備された趣旨の一つに、一連の税務調査手続について明確化・法制

著者略歴

青木 丈（あおき・たけし）

現職 香川大学教授・税理士

1972年東京生まれ、2001年税理士登録（東京税
理士会）

2009年11月～2013年1月 内閣府本府行政刷新
會議事務局上席政策調査員、総務省行政管理
局企画調整課企画官等を歴任

2017年4月～ 香川大学法学部・法学研究科教
授（租税法）



【主著】

- ・『新 実務家のための税務相談（会社法編）〔第2版〕』（有斐閣、2020、共著）
- ・『Q & A 遺留分をめぐる法務・税務』（清文社、2020、共編）
- ・『租税法令の読み方・書き方講座』（税務経理協会、2018）
- ・『中小企業の優遇税制を使いこなすテクニック』（日本法令、2017、監修）
- ・『税理士事務所の個人情報保護・マイナンバー対応マニュアル』（ぎょうせい、2017、共著）
- ・『新しい国税不服申立制度の理論と実務』（ぎょうせい、2016）
- ・『中小事業者のための改正個人情報保護法超要点整理』（日本法令、2016）
- ・『中小企業のためのマイナンバー実務講座』（大蔵財務協会、2016）
- ・『企業のためのマイナンバー法実務ハンドブック』（商事法務、2015、共編著）
- ・『新しい行政不服審査制度』（弘文堂、2014、共著）
- ほか多数

イラスト／諸見 宣孝